

省エネ適合性判定審査の料金

株式会社 ジェイネット

■非住宅

(消費税 (10%) 込) 単位 (円)

判定対象面積	モデル建物法		標準入力法・主要室入力法	
	工場・倉庫等	左記以外	工場・倉庫等	左記以外
100㎡未満	44,000円	88,000円	88,000円	154,000円
100㎡～200㎡未満	66,000円	110,000円	121,000円	187,000円
200㎡～500㎡未満	66,000円	132,000円	132,000円	198,000円
500㎡～1000㎡未満	77,000円	143,000円	154,000円	209,000円
1000㎡～2000㎡未満	88,000円	154,000円	165,000円	220,000円
2000㎡～5000㎡未満	132,000円	198,000円	220,000円	330,000円
5000㎡～10000㎡未満	165,000円	242,000円	275,000円	407,000円
10000㎡～20000㎡未満	220,000円	264,000円	297,000円	440,000円
20000㎡～50000㎡未満	264,000円	352,000円	385,000円	550,000円
50000㎡～	別途見積り	別途見積り	別途見積り	別途見積り

■住宅

(消費税 (10%) 込) 単位 (円)

・一戸建ての住宅

39,600円

・共同住宅等 (住戸部分+共用部分)

住戸部分 (M:住戸数)	2戸以上10戸以下	44,000円+9,900円×M
	11戸以上30戸以下	88,000円+9,900円×M
	31戸以上	176,000円+9,900円×M
共用部分 (共用部の面積)	500㎡未満	33,000円
	500㎡～1000㎡未満	44,000円
	1000㎡～5000㎡未満	77,000円
	5000㎡～	110,000円

- ※ 他機関で建築確認申請を行い、当機関に省エネ適合性判定を単独で申請される場合は、1.5を乗じた額とします。
- ※ 敷地内に複数の棟がある場合は、棟毎に適合性判定が必要となります。
- ※ 軽微変更該当証明書に係わる審査手数料は、当初の判定対象面積の1/2が、手数料算定面積となります。(但し、当初判定を他機関で受けたものは、上記手数料表の額とします。)

- ※ 計画変更に係わる審査手数料は、当初の判定対象面積の 1/2 が、手数料算定面積となります。但し、当初判定を他機関で受けたものは、上記手数料表の額とします。）
- ※ 適合性判定通知書の再発行手数料は1件につき 5, 500円（税込）となります。
- ※ 増改築の場合は、増改築部分の面積が手数料算定面積となります。
- ※ 判定対象面積が 50, 000㎡を超える場合は、別途見積りとします。
- ※ モデル建物法において計算対象となる室が無い場合、又は判定対象建築物において、その全てが計算対象外の室となる場合の料金は 33, 000円（税込）となります。
- ※ 判定対象建築物の一部が計算対象外の場合の判定対象面積は、計算対象外の部分の面積を差し引いた面積を判定対象面積とします。
- ※ 共同住宅等において、共用部分を評価する場合の手数料は、住戸部分と共用部分の料金の合算となります。
- ※ 住宅と非住宅の複合建築物は、それぞれの料金の合算となります。
- ※ 併用住宅は、住宅と非住宅の複合建築物となります。
- ※ 当社で行った設計住宅性能評価又は長期使用構造等の確認における省エネルギー対策の審査の結果を利用する場合は以下の料金となります。（計画変更や軽微変更該当証明申請の際も同様とします。）
 - ① 一戸建ての住宅、併用住宅の住宅部分 11, 000円
 - ② 共同住宅等 11, 000円 + 1, 100円 × (住戸数 - 1)
- ※ 複合建築物の住宅部分について、当社で審査を行ったもので、以下の認定書等の交付を受けており、住宅部分に係る審査を省略できる場合は以下の料金となります。（計画変更や軽微変更該当証明申請の際も同様とします。）（共同住宅等において、共用部分の審査を新たに追加して行う場合は、共用部分の審査料金を加算します。）
 - ・ 低炭素建築物新築等計画の認定書
 - ・ 長期優良住宅建築等計画の認定書
 - ・ 設計住宅性能評価書（省エネ基準に適合しているものに限る。）又は長期使用構造等の確認書
 - ① 一戸建ての住宅、併用住宅の住宅部分 11, 000円
 - ② 共同住宅等 11, 000円 + 1, 100円 × (住戸数 - 1)